

◆東日本大震災に伴う法人県民税・法人事業税の 減免措置についてのQ & A

共通事項

NO 1

Q 減免の対象であることが確定している場合、予定（中間）申告は必要ですか？

A 予定（中間）申告は通常通り申告・納付が必要です。

確定申告時に減免の申請をしていただき、減免を決定した後に、還付いたします。

NO 2

Q 減免対象の要件に該当しそうですが、減免後の額で納税はしてよいでしょうか？

A 納期限から免除決定日までの期間については、延滞金の算定期間となりますので、一旦、納付する必要があります。減免が決定となった後に、還付いたします。

NO 3

Q 申告は減免後の額で申告するのですか？

A 減免前の金額で記載します。

申告書の記載内容は、通常と変更はありません。

NO 4

Q 減免を受けた後に修正申告する場合は、「既に納付の確定した税額」及び「納付すべき税額」は減免後の額を申告するのですか？

A 減免前の金額になります。

申告書の記載内容は、通常と変更ありません。

法人県民税（均等割）

NO 1

Q 法人県民税均等割の免除は毎年申請が必要ですか？

A 平成23年3月11日の属する事業年度については、免除申請書等により申請が必要です。

なお、その後の対象事業年度については、管轄の県税事務所により法人の状況等を確認の上、免除の決定を行いますので、再度の申請は不要です。

NO2

Q 平成23年3月11日時点で、法人県民税均等割の免除の対象地域のみならず事務所を有している法人が、今回の震災により免除の対象地域以外で仮店舗営業又は移転した場合でも免除の要件に該当しますか？

A 該当します。

免除の対象法人は、平成23年3月11日現在において、地方税法附則第55条第1項の規定により宮城県内の全ての事務所等が各市町村で公示された区域内に所在している場合です。

NO3

Q 事務所等が半壊しているとの判定を受けた場合、均等割の免除の要件に該当しますか？

A 該当しません。

免除の対象法人は、平成23年3月11日現在において、地方税法附則第55条第1項の規定により宮城県内の全ての事務所等が各市町村で公示された区域内に所在している場合です。

NO4

Q 宮城県の減免制度と市町村税の減免制度は同じ内容ですか？

A 減免制度については、各道府県・各市町村の条例等で定めているため、制度の内容や対象が異なります。

減免の有無や内容等については、各都道府県・各市町村にお問い合わせ下さい。

法人県民税（法人税割）・法人事業税

NO1

Q 地方法人特別税は減免対象ですか？

A 対象外です。

地方法人特別税は国の税金であり、全国一律の計算方法で算定されるものであることから、本県の減免による地方法人特別税の減免はありません。

NO2

Q 地方法人特別税の課税標準額は減免後の額ですか？

A 減免前の額が課税標準です。

申告書の記載内容は、通常と変更はありません。

NO3

Q 当初は減免要件に該当するものとして申請しましたが、法人税の更正処分により災害損失額が減少しました。その場合はどうなりますか？

A 修正申告書の内容を精査し、減免額が減少となる場合には、減免額変更の処分を行いますので、その際に送付される納付書により納付をお願いします。

NO4

Q 東日本大震災に伴う損失額を、震災事業年度と翌事業年度にわたって計上した場合、法人県民税法人税割と法人事業税の減免は、どのように申請を行えばいいのですか？

A 震災事業年度と翌事業年度の損失額の合計に基づき、減免の要件に該当するか否かを判断します。

例えば、震災事業年度に計上した損失額が資本金の額等の1/2に相当する金額未満であって、翌事業年度に計上した損失額を合計したときに、資本金の額等の1/2に相当する金額以上となった場合も減免の申請はできます。このような場合は、翌事業年度に計上された損失額が確定後、震災事業年度と翌事業年度について、それぞれ減免申請の手続きをお願いします。